

平成 26 年第 8 回松阪市教育委員会定例会事項書

日時 平成 26 年 5 月 19 日（月）午後 2 時 30 分

場所 松阪市教育委員会事務局教育委員会室

■一般報告

教育長より

■議案

議案第 11 号

松阪市体育施設予約システムの利用に関する規則の一部改正について

議案第 12 号

松阪市立幼稚園就園奨励事業の実施に関する規則の一部改正について

報告事項

- 1 鎌田中学校校舎改築事業について
- 2 松阪市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について
- 3 松阪市私立幼稚園振興補助金交付要綱の一部改正について
- 4 松阪市松浦武四郎誕生地整備検討委員会委員の委嘱について
- 5 松阪市美術展覧会運営委員会委員の委嘱について
- 6 いじめ防止基本方針について
- 7 学校教育の方針（第三期）について
- 8 小学校教科書採択について
- 9 平成 25 年度児童生徒の問題行動等について
- 10 平成 26 年度 4 月児童生徒の問題行動等について

その他

委員長 ただ今から、平成26年第8回松阪市教育委員会定例会を開会いたします。

最初に前回の会議録の承認を行います。会議録は、事前に委員さんに送付されており確認をいただいておりますので、よろしければ署名をお願いいたします。

(委員全員の承認による署名)

委員長 まず教育長から一般報告をお願いします。

教育長 学習指導要領が変わりますと当然それに基づいて作られている教科書が検定を得まして、国の検定を受けた教科書のどれにするかということ、これを松阪地区教科書採択協議会、これは松阪市、明和町、多気町、大台町の1市3町で組んでおります。第1回採択協議会において委嘱をし、今後の日程などを決定します。第2回採択協議会においてそれぞれの報告をいただき、松阪市の採択協議会としては国語はこの教科書、算数はこの教科書ということを選んでいただき、教育委員会に持ち帰り決定を待つということとなります。詳しくは事務局から報告させていただきますのでよろしくをお願いします。

委員長 ご質疑はございませんか。

委員 三重県の教科用図書選定審議会と松阪地区教科書採択協議会との関連とございますか、どれが優先になってくるのですか。位置付け等を教えていただければと思います。

教育長 この協議会に先行してされておりますので、県の方での決定事項をもとにそれを尊重する形で全地区の採択協議会にはいかせていただくこととなると思います。

委員 三重県で採択された教科書イコール松阪地区ということではないのですか。

教育長 そういう決定権はなく、資料を提供するということでこの教科書はこういったことを大事にした教科書を選んでくださいというようなことが

記されております。それに基づきまして松阪市も選んでいくこととなります。

委員 県下統一ではなく、松阪市は松阪市独自の採択となるわけですね。

委員長 他にございませんでしょうか。

(委員から「なし」の声)

委員長 それでは、議案第 11 号「松阪市体育施設予約システムの利用に関する規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明を願います。

(事務局説明)

委員長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質疑はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 11 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長 挙手全員でございます。よって、議案第 11 号は可決いたしました。次に、議案第 12 号「松阪市立幼稚園就園奨励事業の実施に関する規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明を願います。

(事務局説明)

委員長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質疑はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。
ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 12 号を可決する
ことに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長 挙手全員でございます。よって、議案第 12 号は可決いたしました。
議案が終了しましたので、報告事項に入ります。報告事項 1 から 10 を
事務局から説明願います。

(事務局報告)

委員長 ただいまの事務局の説明に対し、ご質疑はございませんか。

委 員 鎌田中学校の改築事業についてですが、先程平成 30 年度中に完成、平
成 31 年 4 月の新学期から使用できると考えてよろしいですか。

事務局 現在の予定としてはそのようになります。

委 員 事業の必要性の中に平成 29 年度には 472 人の生徒数となり、いわゆる
生徒数の増大の時点には完成していないということになりますよね。そ
の間の対応は鎌田中学校の現状でいいのでしょうか。

事務局 生徒数の推移につきましては、住民票上の数字であり、実際に鎌田中
学校に来ていただく人数については、私立の方へ行かれる等で、毎年 20
人前後減少するということもあり、推計となっております。教室につき
ましては、今ある教室を改修等して対応していきたいと考えています。

委 員 平成 30 年度まで 27 年度、28 年度、29 年度、30 年度という 4 年間があ
まりにも長い年月ではないかと思うのですが、もう少し 29 年度に近づけ

るような、設計から建築をされるのが4年もかかりますかね。

事務局 今の予定としましては、26年度27年度で用地買収をさせていただき、28年度に開発申請や土地の方の造成等をさせていただく。29年30年で建築をさせていただくという予定をさせていただいております。開発申請等で時間がかかることが予測されますので、その部分についてはある程度見込みとしては長めにはとっておりますが、相手方の都合もございますので、今のところ30年にとということでさせていただいております。

委 員 そうしますと26年度27年度で用地買収、取り壊し等があり、2年間更地になるのにかかるということですね。28年度から設計、29年30年で施工ということですかね。もう少し縮まっていくのではという考えもあるのですが、難しいものでしょうか。

事務局 そのあたりの時間がどの程度かかるかということもありますが、出来る限り縮めていきたいとは考えています。

教育長 鎌田中学校の校舎建築につきましては、29年頃というのが前回の教育長の答弁でもございます。ただ、地権者の建物の補償であるとか用地の買収に時間がかかったということもあるのですが、今の業務を続けながら進めて行くという考えがございます。教育委員会としては1年でも早く進めていきたいと思っておりますが、31年度頃にもつれる可能性も出てきますので、何分にも相手があることですので、議論をしながらの計画でもありますので、しっかり努力をして、早く新しい校舎ができるようには進めてまいります。こういった事情もあり、遅れることもありうるのかなということ。また住民協議会、コミュニティの方にもしっかり情報を提供しながら進めていきたいと考えております。26年度はこの用地買収が議会で議決され、いよいよ動き出すという大きな年となります。

委 員 幼稚園の奨励事業の額の改正がありました。対照表との見方を教えていただければよろしいですか。ここが変わったので、表の数値のどれが変動したんだというように、どう読み取ったらよいか教えてください。

事務局 新旧対照表ですが、左側が改正させていただく部分となり、右側が旧の部分となります。補助金限度額という欄がございまして、一番右側で

小学校1年から3年生の兄弟を一人有しておりという部分ですが、年額308,000円というのは国の基準でして、全国的に私立に通っている年間の授業料が308,000円という形になっております。今回生活保護世帯においては全て無料になります。昨年度までは年額308,000円に対して、一人就園している場合は229,200円を減免し、残りの部分を保護者の方に支払っていただくという形でしたが、今年からは308,000円という授業料に対しまして、308,000円を免ずるという形になりますので、まったく支払っていただくなくていいということになります。これが上の段になります。

それから、下段の区分の2,3の部分ですが、旧の場合は226,000円で今回253,000円となっておりますが、これは保育料の全国平均308,000円という中で、一人目に関しましては199,200円を引いた額が保護者負担になるのですが、二人以上就園されている場合については、その半額を負担するような形に変わりますので、昨年までは75%でしたが、今年からは50%に負担が減るということで、限度額が引き上げられたということになります。

委員 17ページの対照表と23ページの対照表とうまく結びつかないのですが、半額というのはどこを見ればいいのでしょうか。

事務局 公立幼稚園の場合は、1年間66,000円という保育料になっておりまして、一人目については2万円を減額し、残りが保護者負担となります。二人目については66,000円から50,000円を引いた16,000円を負担していただくということで、もともとの保育料にかなり差がありますので、数字が変わってきております。

委員 わかりました。

委員 児童生徒の問題行動等についてですが、暴力行為等が5件とあり、昨年度に比べ減少ということでしたが、減少しているからいいというわけではないと思います。件数よりもその後の検証内容が重要かなと思います。先日の対教師暴力により逮捕という問題もありました。件数どうこうよりも内容一つ一つの検証が大切かなと思いますが、逮捕の事案というのは、逮捕するのが適切だったのでしょうか。次の日に通常の学校生活を送れているということは、福祉的な措置というような方向も考えられたのではないかなと思ったのですが、逮捕というやり方が適切だった

のかなと感じたのですが、どうでしょうか。

事務局

先日の事案につきましては、かねてから暴力事案等があり、自分をコントロールできずにやっていることが続いておりまして、本人につきましても、なかなか自分自身からかっとなったときに制御できないということで、生徒、保護者とも話をし、一度自分自身を見つめなおす期間がほしいといったこともあり、警察の方へ事案を出させていただいたもので、逮捕うんぬんに関わりましては、警察のご判断になりますが、逮捕されたことにおいて、司法の方でどう扱うかというあたりについては家庭裁判所の判断になります。保護者、本人と今後のことについて、学校も懸命に対応を図っているところであります。

委員

学校教育の方針第三期についてですが、全体における第一期、第二期における進捗状況を明記しということですが、見せていただくと、コミュニティスクールの導入が平成 25 年度に導入され、進捗状況が明記されていないのではないかなと思うのが一点と、それからコミュニティスクールの推進ということが書かれておりますが、推進というのはどういう意味をいわれるのでしょうか。コミュニティスクールの指定などを中学校区以外にするというような意味なののでしょうか。どう捉えていいのか教えてください。せっかく平成 25 年度協議会が発足した成果が明記されていないのはあんまりではないかなと思うのですがどうでしょうか。

事務局

全体における改正点をあげさせていただきましたが、一期二期の段階から取組を進めていた事業等につきましてはの進捗状況を明記したということでありまして、コミュニティスクールの情報につきましては、第二期の最後の年度に導入したということもあり、進捗状況を明記するに至っていないということをご理解いただきたいと思います。

それからコミュニティスクールの今後の方向性につきましては、鎌田中学校区にとどまらず、さらにコミュニティスクールの効果を発信して進めていきたいと思っております。

委員

では、三期中にどこか小学校、中学校が指定をされるという風に捉えてよろしいのでしょうか。それとも考えていこうという意味でしょうか。

事務局

コミュニティスクールに関しましては、国の方が全国で一割程度の指定ということで示しておりますので、松阪市におきましても、他の中学

校区でこれから学校運営協議会の設置を視野にいたした指定を考えていきたいと思っております。

委員 教育ビジョンが10年目を迎えますが、何か新たに教育ビジョンの策定に向けてアクションを起されることがあれば教えてください。

事務局 第三期に入ってきておりまして、進捗状況等を整理をしていく段階にあると思います。具体的な形につきましては時間をいただかなくては行けません、新しい教育ビジョン策定に向けて考えていきたいと思っております。

委員 教科用図書採択日程の中で、教科用図書移動展示会がございますが、取扱事項及び運営事項の中に、展示会には意見箱等を設置するなどして、保護者等の意見・感想等を把握し、採択の参考となるよう工夫するとありますが、保護者に展示会等の場所や日程を周知徹底する方策をお考えなのでしょうか。

事務局 例年市の広報を通じてご案内をさせていただいたり、学校の通信等に載せていただく等で周知徹底を図っております。

委員 それは保護者に限定されるのでしょうか。一般市民についても考えているのでしょうか。

事務局 市民の方々の幅広いご意見をいただきたいと思っております。

委員 先程自分を見つめなおすということで、本人とも話し合った結果ということでしたが、本人の問題において、児童相談所等で十分自分を見つめなおすことができるかなと思いますが、自分本人の問題として、児童相談所を利用したというケースはあるのでしょうか。

事務局 児童相談所の方への相談ケースとしてかけさせていただいております。ただ、相談の日の当日にキャンセルをする等があり、逮捕事案が発生した日も本当は相談を受ける日であったのですが、こういうことが起きてしまったということです。他のケースで一時保護で見つめなおす等をこれまでにやったケースはございます。保護者と子どもを分離することによってそれぞれがそれぞれの関係性を改めて見つめなおし、よい方向性

を提示し、再登校等うまくいっているケースもございます。

委員 一ヶ月の報告をいただきますが、一年間させていただいた中で、保護者と話し合いを持ちました。本人と話し合いを持ちました。という終わり方が多いように思いますが、そのように一時保護されたのか、児童相談所、警察所等と関わったというのがあまり見えてこなかったのですが、食い違いがあるなと思うのですが、他機関との連携が全然見えてこないの、そういったところをわかりやすく教えていただければ嬉しいなと思います。

事務局 報告させていただく時点ではなかなかすぐに他機関との連携が取れておらず、その時点での起きた状況等の報告しかさせていただいておりませんでしたので、今後は重篤なケースにつきましては、本人の更生に向けての報告をさせていただきます。

委員 ADHDのような発達障がいを疑うようなことはないのでしょうか。典型的な発達障がいのようなお子さんの場合ですと、児童精神科医等の医療が関わってケアするという必要になってくるかと思いますが、そのあたりの問題行動の中に医療的な措置なり配慮なりを提供することがあるかもしれませんが、そのあたりの体制はどうなっているのでしょうか。

事務局 本事案の当該生徒におきましては、発達面での課題というのは直接的には見当たらないかなと思われま。その後の警察署等との今後の方向の中では、4週間なり8週間の一定期間監別施設等でしっかりとした診断を受けて、それに応じて治療が必要であるのか、福祉的な対応が必要であるのか等、今後できていけるのではないかとといったこともなかなか今の状況ですと、それにかかわらず自由度が高いので、本人自身もじっくり判定を受けて適切な処置を受けることも考えていきたいと思っておりますが、家庭裁判所の判断としては今回のような判断となっております。

委員 子どもを支援するということがあります。先生も守らないといけませんよね。そのあたりの先生に対するケア等についてはどんな方針をもたれていますか。

教育長 学校で教員が暴力を受けるということ事態が大変なことであると思

っており、なんとか守っていかなくてははいけません。よく子どもが殴られるというような時に、大きな問題になりますが、その一方で教員が殴られるということに対して、教員の人権なりを考えたときに、しっかりと対応していかなくては次の教員のモチベーションをあげていくということにも大きく関わっていきますし、学校長として、精一杯考えできることをやってくださいという風にはお願いはしております。ここへ出てくる件数は一部の件数でありまして、他機関等との連携のことが出ておりますが、たとえば医療ケアにかかっている、児童相談所にかかっている等、学校の教員あるいは保護者がその生徒を引率して機関に出向くケースについてはここには出てきておりません。今回のようなケースは本当にあってはならないことで極稀なことではありますが、このケースはそうではないという風に担当も言いましたが、発達障がい等々も実際には人間関係が作りにくくなり、もう少し機関との連携で早い段階で手を下せば救われたのではないかというケースもたくさんありますので、機関との連携というのは出来る限り早い段階でやっていくことが大切かなと思います。

教育ビジョンの件になりますが、今年度県の教育ビジョンの議論が始まりまして、年度内におそらく発行されるのではないかと考えております。それを受けまして、松阪市もこの26年においては特に動きはありませんが、27年、28年、29年と三カ年でビジョンの進捗状況も見らる中で、29年完成に向けて、来年度から動き出すことになるのかなと考えております。そのあたりのタイムスケジュールを今後示していければと思っております。

委員

例えば児童生徒の人権これはかけがえのなく、貴重なものですが、先生自身の人権もかけがえのなく、貴重なものです。子ども同士、生徒同士がお互いを尊重し合うのと同時に、先生に対しても尊重し合うということについての教育なり理解を進めるための配慮等があると良いと思います。相互尊重についての指導なり啓発なりというのはいかがなんでしょうか。

教育長

そのことにつきましては、学校の中でいろんな課題については一人で抱え込むなという掛け声の中で、教育対象をつくっていくことが大切だと思っておりますので、どんな課題も報告、連絡、相談、その決定と学年組織、生徒指導体制、組織の中で解決していくようには心がけています。

委員 先生も大事にしようよというような指導はないのでしょうか。

教育長 なかなか子どもがおり、保護者がおりその中で声を大にして、学校現場でやっていくことがなかなか難しいところがございますが、先生にもそういった配慮は当然するべきだと思いますし、大切にしていかななくてはいけないことだと思っております。

委員 いじめ防止基本方針についてですが、設置機関間の関係性がよくわからないのですが、教えていただいてもよろしいでしょうか。たとえば平素から関係機関との連携がということがありますが、それを受けていじめ問題対策連絡協議会の設置とございますが、そのまた下に教育委員会の附属機関の設置というのがありまして、両者の関係がよくわからないのですが、そのあたりを教えていただいてもよろしいでしょうか。

事務局 組織の部分でございますが、国や県が示している組織という形では一点目は情報共有をすとか普段の対応等を行って行くのが、いじめ問題対策連絡協議会という形で、様々な分野がございますが、その下にあります附属機関に関しましては、重大事態が発生した場合等について、第三者機関も視野にいれ、学校関係者でなかなか解決できないことも入っております、命が亡くなるケースであったり、不登校が30日以上続く等、そういった重大事態に関しましては、附属機関に提供していき、それでもなかなか保護者の理解が得られないことにつきましては、松阪市の中の更なる組織の中で、第三者機関という形で、最終的なものを作っていくという三つの組織を考えております。

委員長 今後の課題としていろんなことがあげられておりますが、そういったところを今後書いていただいたらと思います。

委員長 他にございませんでしょうか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ないようですので、報告事項1から10は承認したいと思います、よろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

委員長 ご異議なしということですので、報告事項1から10は承認いたしました。その他の項ですが、何かございませんか。

事務局 次回の教育委員会定例会は、平成26年6月19日(木)午後2時30分から教育委員会室でお願いします。

委員長 それでは、これで第8回松阪市教育委員会定例会を終わります。